

## 郡山市テレワーク等推進補助金

R2.8.31

### 事業概要

#### 《事業内容》

新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び緊急時における事業継続並びに非接触型ビジネスモデルへの対応等による従業員の働き方改革の推進のため、市内事業者等及び支援機関に対し、テレワークによる就業環境の新たな導入又は拡充に要した経費を補助します。

#### ●補助対象期間

令和2年4月1日～令和3年1月31日

(※申請期限は令和3年3月31日まで)

### 補助対象者・補助額

#### 《補助対象者》

郡山市内に主たる事業所を有し、事業を営む事業者等（※1）又は支援機関（※2）で、次のすべての要件を満たす方

- ・常時雇用する従業員を2名以上雇用していること。
- ・30日以上にわたり、テレワークを実施したこと。
- ・資本金又は出資金が10億円未満であること。
- ・市税等の滞納がないこと。
- ・本補助金に係る補助対象経費に対し、国又は地方公共団体から補助金の交付を受けていないこと。

（※1）中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会を含む）

（※2）商工会議所、商工会、NPO法人、及び一般社団法人等のうち、緊急時においても事業者等の事業継続を支援する団体

#### 《補助対象経費 ※消費税は補助対象外》

テレワークによる就業環境の導入又は拡充に必要な機器購入費、システム使用料、研修会費用、コンサル料、委託費等

※パソコン・タブレットの購入費用も補助対象

#### 《補助額》

対象経費の2/3（千円未満切り捨て）

※上限100万円

**申請順に受付するため、申請件数が予定件数を上回った場合は、補助金が交付できない場合があります。** 予算に限りがありますので、予算の執行状況については、事前にお問い合わせください。

## 申請方法

電話及びメールにより、テレワークの実施に際して導入する（した）機器やシステム等についてご相談を事前にお受けします。お受けする主な事前相談は下記のとおりです。

①事業内容の確認 ②導入機器等の補助対象可否 ③提出書類の確認  
《オンライン申請の場合》

詳細については、後日市公式ウェブサイトでお知らせします。

《郵送の場合》

〒963-8601

郡山市朝日一丁目23番7号

郡山市産業政策課 行

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、市役所への来庁を極力控え、オンライン申請または郵送での申請にご協力ください。

## 申請書類

●補助対象期間中に機器等を導入し、30日以上テレワークを実施した上で申請してください。

※（1）～（4）の様式は市公式ウェブサイトに掲載

(1) 補助金等交付申請書（第1号様式）

(2) 事業内容書（第2号様式）

(3) 支出内訳書（第3号様式）

(4) 同意書兼誓約書（第4号様式）

(5) 法人にあっては、発行から3か月以内の法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し

(6) 個人事業主にあっては、開業届又は直近の確定申告書の写し

(7) 対象経費の内訳がわかる書類及び領収証書の写し等

(8) テレワークの利用実績がわかる書類（テレワークに係る利用申請書の写しや出勤簿の写し等）

(9) 補助金の振込先金融機関の通帳等の写し（金融機関名、支店等名、口座番号及び口座名義人が確認できるもの）

(10) 国又は地方公共団体からの補助を受けている場合にあっては、対象事業及び経費がわかる書類（補助金交付決定通知書等）

詳細については、郡山市公式ウェブサイトをご確認ください。

🔍 郡山市 テレワーク等推進補助金

問い合わせ先：郡山市 産業政策課 TEL：024-924-2251



郡山市産業政策課LINE公式アカウント配信中!!

- 中小企業・小規模企業者向けの情報に特化
- SNS (LINE) によるタイムリーな情報発信
- 新型コロナウイルス感染症関連の情報発信

LINEの友だち追加から  
ID検索【@881zlyyl】  
またはQRコードで登録  
お願いします！

